

平成27年第6回辰野町議会定例会会議録(17日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成27年9月17日 午後2時00分開議
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

5. 会議事項

- 日程第1 議案第1号 平成26年度辰野町一般会計決算の歳入全部
歳出の内1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農
林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復
旧費、12. 公債費、14. 予備費
- 議案第2号 平成26年度辰野町上水道事業会計決算
議案第3号 平成26年度辰野町簡易水道特別会計決算
議案第4号 平成26年度辰野町公共下水道特別会計決算
議案第5号 平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算
議案第6号 平成26年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算
議案第12号 平成26年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
- 日程第2 議案第1号 平成26年度辰野町一般会計決算の歳出の内 3. 民生費、
4. 衛生費(水道費を除く)、10. 教育費
- 議案第7号 平成26年度辰野町国民健康保険特別会計決算
議案第8号 平成26年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
議案第9号 平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
議案第10号 平成26年度町立辰野総合病院事業会計決算
議案第11号 平成26年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算

議案第13号 平成26年度辰野町介護保険特別会計決算

日程第3 議案第15号 辰野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第16号 辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第17号 平成27年度辰野町一般会計補正予算（第4号）

日程第6 議案第21号 平成26年度町立辰野病院事業会計資本金の額の減少について

日程第7 請願・陳情についての委員長報告

日程第8 議員提出議案の審議について

発議第1号 辰野町議会会議規則の一部を改正する規則について

発議第2号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書の提出について

発議第3号 国民健康保険国庫負担金の調整（減額）措置の廃止を求める意見書の提出について

日程第9 議会閉会中の委員会の継続審査について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	一ノ瀬 元 広	まちづくり政策課長	山 田 勝 己
産業振興課長	飯 澤 誠	こども課長	石 川 あけみ
会計管理者	宮 原 修 二	住民税務課長	赤 羽 博
保健福祉課長	守 屋 英 彦	建設水道課長	小 野 耕 一
生涯学習課長	桑 澤 英 明	税務担当課長	伊 藤 公 一
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 武 井 庄 治

議会事務局庶務係長 菅 沼 由 紀

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第7番 篠 平 良 平

議席 第8番 小 澤 睦 美

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

定足数に達しておりますので、第6回定例会第17日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第1号、平成26年度辰野町一般会計決算の歳入全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内、水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費、議案第2号、平成26年度辰野町上水道事業会計決算、議案第3号、平成26年度辰野町簡易水道特別会計決算、議案第4号、平成26年度辰野町公共下水道特別会計決算、議案第5号、平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算、議案第6号、平成26年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算、議案第12号、平成26年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算認定の件を議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（根橋）

平成26年度決算審査について報告をいたします。本定例会初日、当委員会に付託されました議案第1号、平成26年度辰野町一般会計決算の歳入全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内、水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復旧費、12. 公債費及び14. 予備費、議案第2号、平成26年度辰野町上水道事業会計決算、議案第3号、平成26年度辰野町簡易水道特別会計決算、議案第4号、平成26年度辰野町公共下水道特別会計決算、議案第5号、平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算、議案第6号、平成26年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算、議案第12号、平成26年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算についての審査状況を報告いたします。9月10日午前9時から全員協議会室において総務産業常任委員会及び福祉教育常任委員会の合同委員会を開催し、委員全員出席のもと町長、住民税務課及びまちづくり政策課の担当者から歳入全部についての説明及び質疑を行い、同日午前11時及び9月11日午前9時から総務産業常任委員会室において、委員全員出席し町長、副町長、担当者の出席のもと慎重に審査を行い9月14日、午前9時から5箇所について現場調査を実施いたしました。以下、その概要を報告いたします。議案第1号、平成26年度辰野町一般会計決算に関しての審査結果を報告いたします。主に質疑のみで報告をいたします。まず、質疑では1、歳入については9月10日の合同委員会における質疑については省略いたしますが、当委員会での質疑では「建物賃借料について全てこ

の科目の中に入っているのか」との質問に対し「特別会計を除いて、町が管理しているものは入っている」との答弁がありました。「小野駅のタクシー会社の建物の契約関係についてはどうなっているか」との質問について「今後、精査する」との答弁でありました。次に歳出について申し上げます。議会費については特に質疑はありませんでした。総務費については「弁護士謝礼が高額になっているが、その理由は何か」との質問に対し、通常は20万円が顧問料であるが26年度は町指定文化財の倒壊事件があり、その分が増加したとの答弁でした。イ、「パークホテルの修繕要望は何か」との質問に対し「エアコン修理の要望が出され27年度で対応した。今後下水道への接続が課題である」との答弁でした。ウ、「パークホテルの指定管理委託料 1,475 万円には修繕費が含まれているのか」との質問に対し「含まれている」との答弁でした。「新町発足60周年記念事業の企画に関して内容は良かったが、参加者が少なかった。町民への周知方法が課題であったと思う。また企画委員の公募が少なく、他の委員とダブっている人もいるので人数を増やして多方面の人に委嘱した方が良かったのではないか」との質問に対し「関係者だけの祭典にはしない方針ではあったが、結果的に町民の参加が少なかったのは残念であった。今後に向けては企画内容、周知方法を工夫したい」との答弁でした。「町の功績者表彰について近隣市町村の実態と比べてみると、表彰対象活動の期間や記念写真の撮り方など表彰の趣旨にそぐわない部分が見られるが規定を見直す考えはないか」との質問に「今後、基準を幅広くする方向で見直したい。議員や団体は対象外とし、団体には感謝状を贈呈するよう見直したい」との答弁でした。カ、防災事業に関して「防災士を9名認定登録したとのことであるが、増やすことが重要ではないか」との質問に「消防団の分団長経験者は費用が軽減されているので引き続き分団長経験者を中心に受講を進めていきたい」との答弁でした。キ、選挙事務に関して「投票所の増設に向けて立会人等を増員する場合、費用負担はどのようになるのか」との質問に「選挙費用は積み上げになっているので、もしそのようになれば県、国関係の選挙費用は県、国から交付される」との答弁でした。ク、文書管理に関して「機密書類の処分はどのようにやっているのか。職員は立ち会っているのか」との質問に「1年に3回業者に委託して大型シュレッダーにかけているが、職員立会いの下で実施している」との答弁でした。ケ、公共交通事業に関して「利用者が支払ったタクシー代金の収受はどうなっているか」との質問に対し「タクシー会社で収受するが、委託料と相殺して精算しているとの答弁でした。衛生費の内、水道費については特に質疑はありませんでした。農林水産業費につ

いては、ふるさと農村公園指定管理かやぶきの館の委託事業に関して「26年度はいくら増額したか、利用実績はどのようになっているか。ジビエなど料理の工夫や学生の合宿誘致などへの取り組みへの考えは」との質問に「26年度から1,000万円増額し5年契約で委託している。冬場の利用客が少ないことが課題。来年の御柱祭に向けて誘客を図りたい」との答弁でした。イ、林業振興に関して「林材の有効利用に向けて間伐材等の搬出機械の整備が必要であるが、実態はどのようになっているのか」との質問に「森林整備計画を策定し羽場、北大出等で間伐材の搬出機械の整備を検討している」との答弁でした。次に商工費については、ほたる童謡公園管理事業について「近年ホタルの発生数は減少し観蜚客も減少している。この原因と今後の対策は」との質問に「天候不順が大きく影響している、また水路環境の変化も影響していると考えられ、植栽調査を実施した。今後水路の整備など努力したい」との答弁でした。また、ホタル育成協力金の用途について「単年度の水路改修等の事業に支出するのではなく、基金として積み立て増殖に必要な事業に支出すべきである」との意見に対し「町予算の財源が厳しいので、その一部を整備事業の財源に充てざるをえない」との答弁でしたが、委員全員が「毎年度個別事業を積み上げる前に科学的な調査研究を行い、ホタル増殖に向けた全体的かつ長期的な計画を立案し、それに沿って事業を組み立てるべきであるとの意見に一致しましたので、その方向で要望書を出してありますが、取り組むようお願いをいたします。イ、プレミアム商品券発行事業について「70歳以上の方々など、弱者が買いやすいよう工夫すべきである」との意見に対し「今後、検討する」との答弁でした。次に土木費については、ア、「道路照明のLED化の進捗状況と今後の計画は」との質問に対し「計画はないが新たに設置する場合と白熱電球の更新の際にはLEDに替えているとの答弁でした。イ、橋梁修繕計画について「町が管理する橋梁の数と劣化の状態は」との質問に対し「管理する橋梁は283橋あり、レベル1から4の内、4に該当する橋梁はない。5年に1回は点検が必要である」との答弁でした。ウ、都市計画事業に関して「都市計画審議会を毎年開催しない理由と駅前計画など今後の取り組みは」との質問に対し「具体的な検討事項がない場合は開催していない。今後については難しい課題であるので慎重に進めたい」との答弁でした。エ、町営住宅管理事業に関して「老朽化した住宅は今後どうするのか」との質問に対し「基本的には取り壊しを考えている。入居者がいる住宅については、退去した時点で空室としている」との答弁でした。消防費、災害復旧費、公債費、予備費については特に質疑はありませんでした。採決の結果、一般会計

の歳入全部、歳出の内、当委員会に付託された部分については特に異議はなく、委員全員が賛成し認定いたしました。議案第2号、平成25年度辰野町上水道事業会計決算の審査について報告いたします。質疑では「上水道事業会計における人件費負担割合の根拠は何か」との質問に「月10万円で12箇月分として120万円の決算となっている」との答弁でした。ほかに質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく全員が賛成し認定いたしました。議案第3号、平成26年度辰野町簡易水道特別会計決算の審査について報告いたします。質疑では「簡水事業会計は厳しいが今後の事業のあり方についてどのように考えているか」との質問に対し「上水道との統合の方向を考えているが困難な簡水もある。検査料の助成を行って、経費負担の軽減を図っている」との答弁でした。ほかに質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく全員が賛成し認定をいたしました。議案第4号、平成26年度辰野町公共下水道特別会計決算の審査について報告いたします。質疑では「起債償還について毎年度の償還額は同じか。何年まで償還するのか」との質問に対し「償還額は元利金等で同じであり、平成51年3月が最終である」との答弁でした。イ、「資本費平準化債とはどのような内容か」との質問に対し「基本は30年で償還するところ、40年に繰り延べするための財源である」との答弁でした。ほかに質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく全員が賛成し認定いたしました。議案第5号、平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算の審査について報告いたします。質疑では「移動脱水車の処理の現状と今後の対応は」との質問に「伊那市、南箕輪村との共同事業であるが、南箕輪村が脱退をし機器は18年経過しているので移動脱水車は廃止し、27年度で設計、28、29年度工事で30年度から運用したい」との答弁でした。ほかに質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく全員が賛成し認定しました。議案第6号、平成26年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算の審査について報告いたします。質疑では「公共下水道への統合する考えはないか。統合への地元合意の形成をどのように進めるのか」との質問に対し「平成22年度から5年計画で進めている。平成30年度統合を目安として、沢底、北部地区は準備をしている。料金の違いはどのように乗り越えるかが課題である。地元との合意形成は管理組合の会議等で説明していきたい」との答弁でした。ほかに質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく全員が賛成し認定いたしました。最後に議案第12号、平成26年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算の審査について報告いたします。質疑では「加入者の動向と防災無線の難聴地区世帯や転入者に機器を無料で配布することは考えてい

ないか」との質問に「加入者は横ばいである。転入者や見守り世帯へは無料で配布しているが、料金は原則有料なので、それが課題で伸び悩んでいるが料金免除者の拡大を検討していきたい」との答弁でした。ほかに質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく全員賛成にて認定をいたしました。総務産業常任委員会に付託されました、平成26年度決算審査に関する審査結果は以上のとおり7議案全て認定であります。議員全員の賛成により認定いただきますようお願いし、報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。日程第2、議案第1号、平成26年度辰野町一般会計決算の歳出の内、3.民生費、4.衛生費(水道費を除く)、10.教育費。議案第7号、平成26年度辰野町国民健康保険特別会計決算。議案第8号、平成26年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算。議案第9号、平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算。議案第10号、平成26年度町立辰野病院事業会計決算。議案第11号、平成26年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算。議案第13号、平成26年度辰野町介護保険特別会計決算認定の件を議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、堀内武男議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(堀内)

平成27年9月定例議会決算に対する委員長報告を行います。ただ今、議長より7議案が委員会に付託されましたので、その内容について順次行いたいと思います。去る9月10日、11日委員全員が出席し、町長、副町長出席のもと、担当課長、担当職員に詳細な説明を求め慎重に審査を行いました。また14日午前中、委員全員で担当課職員同行のもと、上島いきいき交流センター、十一面観音収蔵庫改修工事、東小学校玄関棟改修工事、あさひ世代交流施設、町民会館舞台吊り物改修工事の現場審査を行いました。なお、詳しい金額、数字等については決算書ほか関係資料をご覧いただきたいと思います。議案第1号、平成26年度辰野町一般会計決算歳出における、民生費では主なものは施設指定管理委託料、24時間電話健康相談事務委託料、大萱の里建設負担金、上伊那圏域障がい者総合支援センター負担金、難病患者福祉手当、灯油購入券、福祉タクシー等の補助費が主なものでございます。老人福祉費における介護予防事業では万五郎介護予防空間事業、

上島いきいき交流センター整備事業、前年度繰り越し事業として、中央高畑いきいき交流センター、あさひ世代間交流施設等多くの事業が施行されました。社会福祉費の委託料として24時間電話健康相談事業が行われ、318件の身体、病気、育児等相談が寄せられて大きな成果に繋がっています。また子育て世帯臨時特別給付金として2,267人に1万円が給付されております。児童手当費は延べ2万8,516人が該当し、3歳未満1万5,000円、3歳から中学生までが1万円。第3子からは1万5,000円が支給されました。児童福祉費の保育園運営における26年度園児数は530人と、年々微減の状態ですが未満児が26年度大幅に増加しており、早期就労のお母さんの増加がみられます。病児・病後児保育を上伊那生協いちごハウスに委託しており、辰野町の利用者は年間54名で1日当たり0.2人となり辰野町独自の運営は非常に厳しいと判断いたします。保育園職員数は正規職員50人に対して臨時職員が67人と半数以上を占めています。「担任をもっている人もいますが、現状経費面等において正規化は難しい状態ですが、メンタル面のサポートを行う中、試験等により正規化の門戸は開かれています」との回答です。日赤奉仕団は現在8分区299名で編成されており、地域により団員確保が難しくなっている現状です。「他地域で採用している男性団員の入団も今後の検討課題であろう」との意見が出されました。老人保護措置事業として養護老人入所措置費として「みすず夢ゆりの里」7名、「南箕輪老人ホーム」5人、計等々の14人が該当し、扶助費として負担しております。衛生費は予防費として結核検診、肺炎球菌ワクチン接種ほかの予防接種費委託料、環境衛生費として太陽光発電システム設置補助、診療事業費として町立辰野病院運営補助金、旧辰野病院解体工事負担金及び繰出金、両小野国保診療所負担金、福寿苑への繰出金などが主なもので大幅な歳出増となっております。環境衛生費は生ごみ処理器設置補助金として2万円上限で27件でしたが、太陽光発電システム設置補助金は13件で前年度に比べ大幅に減少しました。清掃費の塵芥処理費事業においては厨芥ごみ再生処理は長年モデル事業として行ってきましたが、拡大が望めない現状であり再考の時期と思われます。教育費は町内4小学校と中学校に係わる費用のほか、社会教育、公民館、分館、子育て支援、美術館、埋蔵文化財発掘等、多岐にわたり支出されております。保健体育では各種競技大会の運営ほか、ほたるの里活活ふれあいフェスティバルの委託料、スポーツ公園管理事業、体育協会27団体への交付金が主ですが、その中で「荒神山公園のつつじ開花が非常に悪く専門家の技術指導が必要ではないか」との意見が出されました。辰野図書館利用冊数は年々増加しており、特に児童書の利用数が顕著であり良

好な状況です。工事の関係は東小学校玄関棟改修工事、西小学校体育館改修事業、図書館窓改修工事、町民会館舞台吊り物・音響等設備改修工事、美術館トイレ改修工事、町民体育館トイレ改修工事、ほたるドーム屋根塗装工事、東・南小学校プール改修工事、ハイツけやき外壁塗装工事等々多くの事業が行われました。平成26年度決算に対する審査状況は以上です。全員一致して認定といたしました。続きまして特別会計に対する審査結果について報告いたします。議案第7号、平成26年度辰野町国民健康保険特別会計決算。国保会計は高齢者や低所得者の占める割合が高い中、医療の高度化により医療費の増加など、厳しい財政運営を強いられています。26年度は歳出増加の中、国庫支出金や療養給付金の増額により黒字となり支払準備基金約3,000万円の積立を行い8,932万円の基金残高となりました。国保専任保健師の配置により疾病状況の分析を行い、保健予防活動として各種健康教室を開催し、健康寿命延伸の取り組みとともに国保財政健全化に向けての活動を展開しています。26年度人間ドック申請者は日帰り、泊まり、脳ドックトータルで1,455人と増加し早期発見に寄与しています。続きまして議案第8号、平成26年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算。第一診療所は週2日の診療で患者数は延べ年間416人の104人減、川島診療所は週1日の診療で延べ274人の20人の減となっております。患者減少の中、担当医師、看護師の献身的な努力により継続しているのが現状です。医師の高齢化、看護師の継続確保の課題を抱え3回の住民説明会が開催されましたが、今後住民アンケートを行い、あり方についての方向付けをするとのことでございます。国保会計より繰入を行い収支対応しているのが現状でございます。議案第9号、平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算。平成20年4月より創設され、市町村は保険料を徴収し、負担金として後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、収納率は現年度分で99.6%です。議案第10号、平成26年度町立辰野病院事業会計決算。8科7人の医師体制で運営されました。旧病院解体に伴う資産減耗費と工事請負費等の費用発生により大きな赤字決算です。診療収入は外来患者数が1,701人と減ったものの収入増、入院では677人減少して収入減となっております。資本的収入及び支出では、収支不足する約4億7,175万円は損益勘定留保資金等で補てんしております。給与費が前年に比べて大幅に増加となっておりますが、その質問に対し「福寿苑からの介護師が8名移動しており地域包括ケア病床20床に充て、稼働向上に努めています」との回答です。透析医業は堅調で目いっぱいの稼働状況ですが「夜間稼働体制拡大の可能性は」との質問に「現在の医師体制では困難であり、消毒準備上でも難しい」とのことです。また「患

者の減少の要因は」との質問に「整形外科医退任によるもので、入院が減っている要因にも繋がっている」とのことです。「若い医師が研修できる魅力のある病院を目指す考えは」との質問に「指導するドクターが必要であり、上伊那圏での連携も厳しい状況」とのことです。現在、国の施策として入院病床の削減が進められていますがその対応に付いての質問に、「病床稼働率70%死守が最低条件で現状80%ぎりぎりであり、稼働率を上げる方法を検討したい」との回答です。平成26年12月公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の審査を受審し、本年度認定を受けることができましたが、今後より一層の経営改善を図るとのことです。議案第11号、平成26年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算。福寿苑は26年8月に閉苑となり、本特別会計は平成27年3月末をもって廃止となりました。平成33年度まで長期債元金、利子の償還が継続されるため今後の施設活用についての検討が必要です。議案第13号、平成26年度辰野町介護保険特別会計決算。訪問介護などの在宅サービスや介護老人福祉施設などへの入所サービスの利用件数は2万5,789件とし4.6%増となりました。介護予防事業は町内17地区で行われ地域の取り組みを主眼に2次介護予防対象者への訪問、通所の介護予防、家族の介護支援事業を実施しております。以上、7議案について慎重に審査し、また5箇所の現場審査の結果、全議案を委員全員一致で認定といたしました。全議員の賛同をいただきたく認定くださいますようお願いし、委員長報告とします。なお、委員会審査において要望事項が出されましたので申し上げます。1つは診療所の今後の運用について。第一診療所、川島診療所は医師、看護師さんの頑張りにより住民の健康維持に大きく寄与しております。しかしながら現在の状況を鑑みると、町民ニーズに対応する中で町の考えを明確にし、早急に今後の事業展開について検討を進めることを要望いたします。2番目、旧福寿苑の今後の有効活用について。耐震基準を満足している施設であり、起債残の償還と今後の有効活用に繋げるために、早急に検討を進めることを要望いたします。以上、委員長報告を終わります。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。只今、委員長報告の中に委員会審査における要望事項等がありましたので、町長より答弁を求めます。

○町 長

それでは、要望事項にお答えしたいと思います。総務産業常任委員会より、ホテルの増殖及び観蜚客の増加対策についてのご要望をいただきました。一般質問でも取り上げられましたし、委員会でもお話がありましたように、ともに減少傾向であり複雑な要因が絡み合っているという思いは同感でございます。発生数と観蜚客の増加について一層の研究を進めてまいりたい、こんなように思っております。また、福祉教育常任委員会より、診療所の今後の運営についてのご要望がございました。第一、川島診療所での患者数の減少は続いておまして、経営的にも大変厳しいものがあります。また、全国的にもありますけれども医師、看護師、そういった充足が非常に厳しい現状からですね、他の手段の検討を進めながらも地域医療を進めていきたいと、こんなふうに思います。2点目の旧福寿苑の今後の有効活用につきまして、起債残も2億円余あろうわけでありますので、そういったことも踏まえながらご要望に沿って検討を進めてまいりたい、こんなふうに思います。以上であります。

○議 長

次に、委員長報告の行われました日程第1、議案1号から日程第2、議案第13号までについて一括して討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結します。これより採決いたします。はじめに議案第1号、平成26年度辰野町一般会計決算についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告はいずれも原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号は委員長報告のとおり認定されました。次に議案第2号、平成26年度辰野町上水道事業会計決算。議案第3号、平成26年度辰野町簡易水道特別会計決算。議案第4号、平成26年度辰野町公共下水道特別会計決算。議案第5号、平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算。議案第6号、平成26年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算。議案第7号、平成26年度辰野町国民健康保険特別会計決算。議案第8号、平成26年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算。議案第9号、平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算。議案第10号、平成26年度

町立辰野病院事業会計決算。議案第11号、平成26年度辰野町介護老人保健施設特別会計決算。議案第12号、平成26年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算。議案第13号平成26年度辰野町介護保険特別会計決算。以上、12議案について一括して採決いたします。お諮りいたします。委員長報告はいずれも原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第13号までの12議案については、委員長報告のとおり認定されました。日程第3、議案第15号、辰野町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。日程第4、議案第16号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。以上2件を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(根橋)

総務産業常任委員会における条例審査について報告いたします。本定例会初日、当委員会に付託されました議案第15号、辰野町個人情報保護条例の一部を改正する条例、及び議案第16号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての審査結果を報告いたします。9月10日午前11時及び11日午前9時から総務産業常任委員会室において委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告いたします。議案第15号、辰野町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての審査を報告いたします。本条例は個人番号法の施行にともない、個人番号を含む特定個人情報の取り扱いについて、町が必要な措置を講ずるために辰野町個人情報保護条例の一部を改正するものであります。質疑では1「今回の条例改正は町独自なのか、それとも準則があるのか」との質問に対し「全国共通のモデル条例があり、それに基づいて立案をしている」との答弁がありました。2「改正後の条例第2条第4号の特定個人情報、第5号の情報提供等記録、第6号の特定個人情報ファイルとは、具体的にはどのような内容か」との質問に対し「特定個人情報とは12桁の個人番号の記号、符号である。情報提供等記録とは特定個人情報を提供した記録である。特定個人情報ファイルとは個人番号に付帯する情報で町としては社会保障分野で23、税分野で1、災害対策分野で1、合計25の事務を予定している」との答弁がありました。3「改正後の条例第15条の2第4項の特定の部局とは具体的にどこか」との質問に対し「保健福祉課及び住民税務課の税務以外の部門を考

えている」との答弁がありました。4「条例に違反した場合の罰則規定はどうなっているか」との質問に「罰則は個人情報保護法による」との答弁がありました。採決の結果、特に異議はなく全員が賛成して可決いたしました。議案第16号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての審査結果を報告いたします。本条例は個人番号制度の導入に伴い、番号通知カード及び個人番号カードの再発行についての手数料を定めるために辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例です。質疑に先立ち、附則の施行日について番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日は平成28年1月1日であり、番号法の施行の日は平成27年5月29日であるとの説明がありました。質疑では「町民への周知はどのような方法でやるのか」との質問に対し「『広報たつの』、窓口でのリーフレットの配布、ほたるチャンネル等を考えている」との答弁がありました。採決の結果、特に異議はなく、全員が賛成して可決いたしました。審査結果は以上であります。全議員の賛同をいただき条例案可決くださいますようお願いして、報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。はじめに、議案第15号、辰野町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号、辰野町個人情報保護条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。次に議案第16号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について採決いたします。お諮りいたします。委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。日程第5、議案第17号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。

す。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第17号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。日程第6、議案第21号、平成26年度町立辰野病院事業会計資本金の額の減少についてを議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、堀内武男議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(堀内)

本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました議案第21号、平成26年度町立辰野病院事業会計資本金の額減少について、去る11日、当職員の同席を求め慎重に審査いたしました。その結果について委員長報告いたします。平成26年度町立辰野病院事業会計の、自己資本金9億3,332万6,212円のうち4億4,044万8,213円を減少し、当年度未処理欠損金として振り替えるものです。提案理由として地方公営企業基準により欠損金の処理を行うもので、辰野病院事業損益において当年度未処理欠損金として4億6,047万円が計上されており、この欠損金をゼロにするために資本金より振り替えるものです。欠損金解消に向け歳入増加施策即ち医師確保、患者確保、病床稼働率向上等、今後の活動課題が挙げられました。審査の結果、特に問題なく委員全員一致で可と決しました。全議員の賛同をいただきたく可決くださいますようお願いし、以上、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第21号、平成26年度町立辰野病院事業会計資本金の額の減少についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決

であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。日程第7、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会へ付託となりました陳情について、陳情第9号、安全保障関連法案の廃案を求める意見書提出についての陳情1件について、総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(根橋)

陳情に関する審査結果を報告いたします。本定例会初日、当委員会に付託されました陳情第9号、安全保障関連法案の廃案を求める意見書提出についての陳情についての審査結果を報告いたします。9月11日、午後3時20分から総務産業常任委員会室において委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告いたします。審査では委員全員が意見を表明いたしました。それらの意見を要約いたしますと、1、6月議会において安全保障関連法案は十分な議論が必要な案件であることから、通常国会では制定しないよう求める意見書を提出したが、臨時国会における議論においてもなお、多くの国民が理解しているとは言えない状況である。政府与党は国民が分かるように努力する必要がある。もっと時間をかけて慎重な議論を求め、その状況を見守りたいので廃案を求めることには反対である。2、国会の議論はかみ合っていない。安倍政権は先の総選挙のマニフェストではアベノミクスを前面にし、安保関連法案は27番目、110時間審議したと言っても10本の法律があるので1本当たりでは10時間程度。PKO法案では国会をまたいで議論した。安倍首相は法案の問題点やリスクについてまともに答えていない。学者が違憲と言っているのに、違憲かどうかは最高裁が決めると言っているが旧最高裁長官も違憲と言っている。法案審議の手法に問題があり、司法判断を待っている問題は問題がある。いったん、ご破算にして出直すべき法案であり陳情を採択することに賛成である。3、内容的に憲法違反であり、第一義的に廃案しかない。憲法に基づいて地方自治も行われており、その意味でも慎重審議という問題ではない。国会審議の状況はあちこち隙間だらけであり、練り倒しが必要。いったん、廃案にして出直すべきである。陳情採択に賛成である。4、慎重審議と言っても答弁はぼろぼろである。平和を守るための法案と言っているが平和を保てるかどうか、疑問。徴兵制はないと言っている

が時の政権が判断するとなればどうなるか分からない。廃案にして出直すべきであり陳情に賛成である。5、集団的自衛権行使の場合のリスクと行使しない場合のリスクを考えると、集団的自衛権を行使した場合の方がリスクは高いと思う。日本には核兵器はなく、核保有国とは戦えない。自衛隊が海外に出れば戦争に巻き込まれる。陳情には賛成である。6、国会の議論は反知性主義であり、凡庸という悪魔になっている。どう考えたら良いのか分からない人が多い中で、若い人たちが頑張っていることは注目にあたいする。領土問題は例えば隣人との境界争いのような問題であり、中国との尖閣諸島の問題は個別的自衛権で解決できる。また憲法の上位に安保条約や日米地位協定があり、法案に憲法を組み込むをいう政府答弁はありえないことである。安倍首相は個人的な思い込みで進めており、法案はおかしい。選挙で決すべき法案で廃案にするべきであり、陳情採択に賛成である。採決の結果、採択に賛成が5、反対が1で本陳情は採択し、意見書を提出することに決しましたので、議員全員の賛成により本陳情は採択されますようお願い申し上げます、審査報告といたします。

○議長

それでは陳情第9号、安全保障関連法案の廃案を求める意見書提出についての陳情について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。次に、討論を行います。はじめに委員長報告に反対者の発言を許可します。

○成瀬(13番)

今回の安全保障関連法案の廃案を求める意見書提出についての陳情に対して、反対の立場から討論いたします。全国的に反対の声ばかりが強調されてしまい賛成の意見が消されてしまっている状況ですが、なぜ今、法整備が必要なのか考えていただきたいと思います。我が国の安全保障環境が厳しさを増し、核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれは拡散しております。また、軍事技術も著しく高度化している現状の中、更に日本の近隣でも弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、核開発疑惑を否定できない国があります。国際テロやサイバーテロの脅威も深刻化している中、この安全保障関連法案は国民の生命と安全を守るための法であり、隙間のない安保体制を整備することによって、紛争を未然に防止する抑止力を強化する必要があり、日本の平和

と安全を守るための平和安全法制であります。日本の平和、安全には言うまでもなく、対話、外交の取り組みが第一であり、今回の関連法案は抑止力を強化することにより、対話、外交による解決を促すものであります。安全保障関連法案が戦争法案では決してないということを強く言わせていただきます。「戦争反対、若者を戦争に行かせてはならない。子ども、孫を戦争に行かせてはならない」と戦争という言葉だけが強調され表立ってしまっていますが、もちろん戦争を望んでいる人など誰一人としているわけがありません。若者や自分の子ども、孫を思うと戦争は絶対に嫌だという気持ちが強いに決まっております。70年前の悲惨な戦争を二度と繰り返さないということは、皆が願っていることであります。そのために国民の平和、安全を守る防衛体制を整備する法整備が必要であり、あくまで自国防衛のためであります。また、海外での武力行使、いわゆる海外派兵を禁じた憲法9条の解釈は何も変えておらず、自衛隊が武力行使を目的として戦闘に参加することは決してありませんし、戦争に巻き込まれることはありません。憲法第9条の下で許容される自衛措置、新三要件は法案に明記されております。国際社会の平和と安全のために自衛隊が実施する貢献は後方支援活動やP K O活動に限定されております。1992年に成立いたしました国連平和維持活動P K O協力法の時も「戦地に自衛隊を送るのか」とか、また「戦争を起こすのか」と猛反対が起きました。しかし20年以上経った現在、国内外で災害等あった時、日本の自衛隊はどれだけ支援活動に参加されているか、皆さんはご存知のとおりだと思います。世界の国から日本の自衛隊は非常に感謝されております。このP K O協力法がなかったとしましたら支援活動に行かれず、その時、海外から日本はどう見られていたでしょうか。逆に日本に何か起きた時、海外から助けてもらえなくなってしまうのです。なぜ今、安全保障関連法案が必要か、法案の中身をしっかり理解すべきと強く訴え、廃案を求める意見書提出についての陳情に対しては反対として討論を終わります。

○議 長

次に賛成者の発言を許可します。

○向山（3番）

私は安全保障関連法案の廃案を求める意見書を採択する旨の委員長報告を賛成の立場から討論に参加いたします。辰野町議会は6月定例会において、今国会での安全保障関連法案の立法措置を行わないことを求める意見書を採択し、法案について国民の理解が得られているとはいいがたいとして、今国会での立法措置を行わないことを求めて全会

一致で国会と内閣へ意見書を提出いたしました。にも拘らず、衆議院では強行採決をし至最長の会期延長をした上で、参議院でも国民の多くの願いを無視して採決を行おうとしています。この間の各種調査でも国民世論の多くは審議が尽くされていない。憲法違反であるとしています。例えば9月14日に報道されたNHKの世論調査では「議論が尽くされた」の6%に対し、「尽くされていない」は58%。「安保関連法案が憲法違反」は32%で「憲法違反ではない」は16%の倍となっています。これらの事実を前にして当議会が意思表示をしないとすれば、あの全会一致の意見書は何だったのかと言わざるをえません。この法律の目指すところは昨年政府が一方的に行った憲法解釈の変更によって集団的自衛権を容認し、これを立法処置によって確立しようとするものであります。しかし国会の論議の中で明らかになったのは担当の大臣がまともに答弁することができず、審議中断が数え切れないほどあるという状況で、内容が曖昧で防衛の基本とするには大変お粗末であるということであります。また、安倍首相が当初から集団的自衛権行使の代表的な事例としてきたホルムズ海峡での機雷封鎖や法人輸送中の米国艦隊への警護など、いずれも政府自ら想定していない、あるいは絶対的な条件ではないと見解が変わっています。それもついこの14日のことであります。つまり法律を定める意味のところで全く説明がつかない状況であります。その代わりに中国や朝鮮半島の危機感を煽っていますが、それこそ個別的自衛権の範囲で対応できる課題であります。集団的自衛権の行使が憲法違反であるという指摘についても政府はまともな答弁ができていません。存立危機事態などの集団的自衛権行使の三要件は曖昧で、政府が総合的に判断するとしています。非常に重要な問題が時の政府の裁量しだいというのは大変危険なことであります。70年間守ってきた憲法第9条の理念を強引な国会運営で押し通すことへの説得力ある説明はされていません。そして安倍首相は国民の理解が進んでいないことを認めながら、国会議員の数の力で決める時には決めるとしています。しかし、先の衆議院総選挙は安倍首相自らアベノミクスの成果と消費税の10%実施の先送りを争点として衆議院解散を行いました。2014年の自民党のマニフェストは26ページに及んでいますが、安全保障法制の整備は後ろの24ページ目、約300項目のうちただ1項目5行だけで書かれているだけです。これで憲法問題が問われている問題に正面から民意を問うた結果と言えるでしょうか。民意を顧みることなく進めるのではもはや独裁専制政治の始まりと言わなければなりません。今、日本で最も不幸な法律が成立しようとしています。この2つの頭と11本の足を持つ妖怪のような法律です。全ての法律は憲法の下にあるべき

にも拘らず大多数の憲法学者や歴代の内閣法制局長官が違憲と指摘する法律を不幸な法律と言わず、何と呼べば良いのでしょうか。憲法が認めていない集団的自衛権の行使をこの法律に基づいて進めようとするれば、それは憲法違反の行為となります。憲法違反の行為を認める、こんな法律を認めるわけにはいきません。本日の朝刊の報道では軽井沢町議会が廃案の意見書を圧倒的多数で採択。菅谷松本市長が法案反対を表明するなど、党派や立場の違いを越えての反対の輪が広がっています。6月の当議会の決議以降、状況は何ら変わってはいません。むしろ問題点がますます浮き彫りになったわけでありませぬ。憲法違反の法案について地方議員としてその違憲性を訴え、態度を明らかにし国政に対して違憲表示をすることは極めて重要であり、国を形作っている地方の議会としてあるべき姿であると考えます。そして、その意思表示をすることは憲法擁護を義務付けられている地方議会の議員としての義務であり享受であると考えます。よって、安全保障関連法案の廃案を求める意見書を全議員の賛同によって提出するよう申し上げて、私の討論といたします。

○議長

ほかにありませんか。

○小澤（8番）

私は採択に反対の立場から討論をしたいと思ひます。本陳情は現在参議院安保法制特別委員会において審議中の法案であります。まずもって、私をはじめここにいる皆さん方、町民、そして日本国民のほとんどの方々は「戦争は嫌だ、戦争だけは絶対にしては駄目だ」と思っていると思ひます。しかし我が国を取り巻く状況は軍事技術の発達や周辺国の軍備増強、領海侵犯の多発化などにより日本を取り巻く安全保障環境におけるリスクが高まっており、日本の平和と安全を我が国一国だけで守るのは困難な状況にあります。また、今日に至るまで自衛隊は国連PKO等で停戦監視や被災民救援などを実施し、国際社会の平和維持に貢献してきました。その一方で先進7か国でありながら日本人が外国での内戦や戦争に遭遇し脱出が困難になった場合、現行法では救出さえできず、外国軍に救出してもらおうという状況にあります。日本は国際社会の平和と安定のために自衛隊が法律上の枠組みの下、幅広い活動で十分に役割を果たすことができるようにすることが日本の抑止力や国際社会における信頼性を高め、ひいては武力紛争を未然に回避し、日本に脅威が及ぶことを防ぐことに繋がると私は考えています。このような状況の中、政府は今回のこの安全保障関連法案の提出にあたっては、もう二度と戦争の参加

を繰り返してはならない。70年前の不戦の誓いを将来にわたって守り続けていく。そして国民の命と平和な暮らしを守り抜くために今国会に提出したと理解しております。そのような中、今町議会に上程されたこの陳情書にはこの安全保障関連法案は立憲主義を否定する憲法違反の法案であり、違憲法案と決めつけていますが、この点についても政府は内閣法制局の意見も参考にしつつ、急迫不正の侵害があり国民を守るためのやむをえない処置としての必要最小限度に留まる限り、個別的、集団的を問わず自衛のための武力は禁じられていない。したがってこの法案は憲法違反ではないとされています。それにこの陳情書に言う憲法違反という言葉は衆議院の憲法審査会において3人の憲法学者が憲法違反だと名言したことによるもので、合憲法案という専門家もいます。また、憲法違反かどうかは研究者ではなく、究極的には最高裁判所が判断することであって、今の時点で違憲法案とは言えないと思います。また、陳情書の戦争ができる国、戦争法案にしても憲法の平和主義の原則の下、9条の中で許容される自衛の処置の限界を整理し、武力についてはあくまでも我が国を防衛するための武力の行使に限られており、他国に脅威を与える戦争法案ではないですし、陳情書に言うところの戦争ができる国とはならないと思います。最初に申しましたように、私も戦争は絶対にしてはならないと思います。しかし、現状の安全保障環境におけるリスクが高まる中、我が国の存立を全うし国民を守るための法案は必要と思います。それがこの安全保障関連法案だと思いますが、この法案に大して修正を求めるなど、まだまだ内容について十分な審議がなされていないと思います。したがって審議を尽くすよう国に意見書を出すのが妥当だと思いますが、6月議会において、今国会での安全保障関連法案の立法処置を行わないことを求める意見書を国に提出しておりますし、委員会での採決が全員が採択ではないということですので、趣旨採択が妥当だと思います。したがって採択には反対いたします。以上です。

○議長

次に賛成者の発言を許可します。

○宇治（10番）

私は委員長報告に賛成する立場で、私の意見を申し上げます。右手を高く上げアベノミクスの景気対策で政権の座に着いた安倍首相の左手にはこの安保法案が隠され、自民党の公約では27番目の項目に過ぎなかったものが、時間とともに押し上げられてにわか

に特定秘密保護法を手始めに、戦後70年間歴代政権がガラス細工のように憲法に照らし

て守りとおしてきた個別自衛権から集団的自衛権の行使容認へと、こともあろうに議論一つなく閣議決定を執行し会見、強行論者の本音が露呈されました。そしてアメリカ議会の演説では強いリーダーとばかりに勝手に法案成立を国際公約したり、アラブ圏のど真ん中のイスラエルでは人道支援の名の下にイスラム国を名指ししたことで日本人2人が犠牲となるなど、一人突出した言動は、これぞ積極的平和主義だと言わんばかりのパフォーマンスを展開。うちにあっては法案化を急ぎ、十把一絡げのとんでもない安保関連法案として出したものの、多くの憲法学者や元最高裁長官、内閣法制局長官OB等が違憲とする中身は曖昧のままにして形式的時間数で議論が尽くされたとし、数の力で衆議院を強行突破、参議院では少数野党を巻き込み、これまた形式的時間だけで採決を決めました。集団的自衛権の行使を容認する必要性や妥当性、海外での活動の拡大に伴う自衛隊のリスク、更には海外法人や赴任者へのテロ行為の脅威拡大など、法案への疑問が数多く残されたままで70年間積み上げられた国の形が一人の犠牲者の力で変わろうとしています。これにより次は口には出さない憲法9条の改正を視野に政権運営が行われると考えますが、皮肉にも今回の国会運営のつけは経済発展と平和を評価する60%強の国民の現行憲法の改正必要なしとする意識を更に高め、憲法改正のハードルをよりいっそう高くしたのも事実ではないかと考えます。1972年政府見解は必要な自衛処置を取りうることは後に自衛隊の存在は合憲であるとされ、一方の戦闘行為としての集団的自衛権の行使は憲法上許されないと明記しています。その根拠は世界に戦争放棄を宣言した日本国憲法の下に安全があるからであります。映画「日本国憲法」を制作したアメリカ人の監督は「安倍首相が言う『残念ながら国民の理解が進んでいない』のは首相が何を狙っているのか、国民の大半は十分理解しているからだ」と分析し、理解した上で反対していることが首相には分からない」と皮肉っています。外遊数は歴代最多という安倍首相ですが、3年近い任期を迎えても北朝鮮の拉致被害者1人連れ戻すわけでもなく、靖国神社参拝で悪化した中国、韓国との関係修復もままならず、お友だちというロシア、プーチンの北方領土問題もロシアしだいの外交力、政権担当能力では武力という二文字が欲しいのかも知れませんが、武力イコールアメリカ、これが世界の常識ですからアメリカに擦り寄る安倍首相には唯一の被爆国として、非武装中立という武力に頼らない国際貢献こそが日本にとって最もふさわしい国家目標など目に入らないかも知れません。「強行採決により、防衛大の志願者が激減し、自衛隊員でさえ反対の多い法律に従って行動命令を受けても士気は上がらないし、今まで築いた国民の信頼も低下することが一

番心配」ともインタビューで答えていました。むしろ国内において、変えるべき重要政策、例えば原発や沖縄の問題等があっても過去の延長でしか対応できないのが今の政権なのです。天皇陛下が平和憲法を守るため生涯をかけて慰霊の旅を続け、折々に発する「先の大戦で犠牲となられた人々を思い、国民の平和と幸せを祈ります」のお言葉には戦争の犠牲者は罪なき国民であるという思いから発せられるもので、強く心に響くものがありますが、安部首相の「国民の平和と生命を守る」の言葉からは常にアメリカを意識したもので、何も響くものがないのは私だけでしょうか。言葉の重みには単に戦争体験の有無だけでなく、リーダーとして真に国民を思う気持ちがどれだけ強いのか。軸足がどこにあるかに尽くされると考えます。これまでできないとされてきた国の重要事項を内閣法制局長官をさて置き、私が責任者と言い切る安倍首相のようなリーダーはいないのではないのでしょうか。内閣の判断でできると変えた当事者ですから、戦争や徴兵は絶対ありえないという言葉にも危険きわまりない安倍首相の、決めてしまえばこっちのものというご都合主義が常に付きまとっているから、戦争経験者も若者も不安感をますます強くしている今でございます。総選挙区制がもたらした一強他弱、新人議員だらけの選挙結果の反省と合わせて決める政治を国民に求めたのも、この法案のための詭弁だったことが証明されたわけで、次なる選挙は重要な課題を付けられているのであります。今や一段と国の政治の劣化が進むことに危機感を強めるものですが、今回の安全保障関連法案は廃案とし一からやり直し、国民的議論から取り組むべきと考えます。よって私は廃案を求める意見書提出に賛成をいたします。

○議長

討論を終結します。これより陳情第9号、安全保障関連法案の廃案を求める意見書提出についての陳情について、を採決いたします。反対の意見がありましたので起立により採決いたします。お諮りいたします。この陳情書に対する委員長報告は、採択であります。陳情第9号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8名)

○議長

起立多数であります。よって陳情第9号は採択と決しました。日程第8、議員提出議案の審議についてを議題といたします。はじめに発議第1号、辰野町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議長

ここで提出者であります、宇治徳庚議員より趣旨説明を求めます。

○宇治(10番)

それでは発議第1号、辰野町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由を申し上げます。議会における欠席の届出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案して出産の場合の欠席の届出について標準町村議会会議規則が改正されたことに伴い、当町議会の会議規則の一部、第2条を改正するものであります。具体的には第2条参集及び欠席の届出第2項として議員自身の出産の場合の欠席の届出について、あらかじめ議長に提出することが出来る旨を新たに規定するもので、施行日は公布の日からであります。全議員の賛同をいただき原案可決いただきますようお願いし、提案理由といたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑・討論を終結します。これより発議第1号、辰野町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに
ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。次に、発議第2号、安全保障関連法案の廃案を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより発議第2号、安全保障関連法案の廃案を求める意見書についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。次に発議第3号、国民健康保険国庫負担金の調整(減額)措置の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第3号 朗読)

○議長

ここで提出者であります堀内武男議員より趣旨説明を求めます。

○堀内(6番)

発議3号、国民健康保険国庫負担金の調整(減額)措置の廃止を求める意見書の提出について趣旨説明を行います。我が国の出生率は年々低下し、少子化の進行は人口減に繋がっています。子ども医療費助成の拡充は市町村が少子化対応のため独自に実施しているのが現状です。また現在、子ども医療費の助成については一旦窓口で医療費を支払う償還払い方式の中から「自動給付方式」を採用し受給者の負担軽減を図っています。「現物給付方式」を採用すると窓口での支払いが不用となり、助成制度の趣旨が生かされる効果があり要望の多い方式です。一方では窓口無料化のデメリットとして医療費の増加、休日・夜間の医療機関窓口混乱等危惧する声もありますが、国は窓口無料化実施市町村に対して、国民健康保険国庫負担金の減額措置、即ち国庫負担金の調整規定などの負担増を課しており、自治体は踏み切れない状況となっております。現在長野県も知事、議長を先頭に県内地方六団体として、厚生労働省に対して国による医療費助成制度の創設及び国庫負担金の減額措置の廃止について要望しており、辰野町議会としても少子化対策の一助として後押しできればとし、福祉教育常任委員会で議論の結果、国民健康保険国庫負担金の調整(減額)措置の廃止を求める意見書提出を全員一致して、国会宛に発議することに決しました。全議員の賛同をいただき本意見書を提出いたしたく、よろしく可決くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより発議第3号、国民健康保険国庫負担金の調整(減額)措置の廃止を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。日程第9、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町 長

9月1日に開会いたしました第6回辰野町議会定例会にご提案いたしました24議案、全てを原案どおり可決いただきまして感謝を申し上げます。特に今議会は決算議会でもありまして、26年度の決算状況について、つぶさに点検をいただきました。開会中におきました大雨による栃木、茨城、宮城など関東、東北水害は被害の大きさなど悲惨なものでありました。鬼怒川堤防が決壊した地域の情報提供が市に届かなかった。避難指示や避難勧告が出ていなかったことや、市と県がうまく連絡の不備ですか、そういったことから行方不明者がいく日も確認できなかったことなど、大きな教訓が残ったと、こんなふう感じております。さて、一般質問や委員会審査では多くのご意見やご提案をいただきました。医療福祉、教育、道路、防災など議員の皆様や町民の皆様の英知をお借りしながら職員ともども事業を進めてまいりたいと思っております。今後ともご支援を

お願い申し上げ、閉会にあたっての挨拶とさせていただきますありがとうございます。

○議 長

以上で本日の会議を閉じます。これをもちまして9月1日に開会いたしました、平成27年第6回辰野町議会定例会を閉会といたします。17日間にわたる長丁場、大変ご苦労さまでした。

10. 閉会の時期

9月17日 15時 37分 閉会

この議事録は、議会事務局長 武井庄治、庶務係長 菅沼由紀の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 7 番

署名議員 8 番